

第33回 佐用町議会(臨時)会議録 (第1日)

平成22年2月15日(月曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	西 岡 正	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	山 田 弘 治
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	大 久 保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (24名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
			教 育 長	勝 山 剛
	天 文 台 公 園 長	黒 田 武 彦	消 防 長	加 藤 隆 久
	会 計 課 長	上 谷 正 俊	総務課長兼財政課長	坪 内 頼 男
	まちづくり課長	前 澤 敏 美		
	税 務 課 長	保 井 正 文		
	福 祉 課 長	内 山 導 男	健 康 課 長	新 庄 孝
	農 林 振 興 課 長	小 林 裕 和	農 林 振 興 課 長	小 林 裕 和
	地 籍 調 査 課 長	茅 原 武	建 設 課 長	野 村 正 明
	水 道 課 長	野 村 久 雄	下 水 道 課 長	寺 本 康 二
	生 涯 学 習 課 長	福 本 美 昭	クリーンセンター所長	谷 口 行 雄
	教育委員会総務課長	福 井 泉		
	上 月 支 所 長	達 見 一 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三 日 月 支 所 長	田 村 章 憲	住 民 課 主 幹	梶 生 隆 弘
欠 席 者 (4名)	復 興 担 当 理 事	山 田 聖 一	災 害 復 興 対 策 室 長	長 尾 富 夫
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正
		住民課主幹梶生隆弘代理出席		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日 程 第 1 . 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 . 会期決定の件

日 程 第 3 . 同 意 第 1 号 佐用町副町長の選任について

日 程 第 4 . 承 認 第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 専決第 1 号）

日 程 第 5 . 承 認 第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて 専決第 2 号）

日 程 第 6 . 議 案 第 1 号 工事請負契約の締結について（本位田浄水場災害復旧工事）

日 程 第 7 . 議 案 第 2 号 物品購入契約の締結について（携帯電話等エリア整備事業に係る移動通信用無線機器購入事業 西新宿地区）

日 程 第 8 . 議 案 第 3 号 物品購入契約の締結について（携帯電話等エリア整備事業に係る移動通信用無線機器購入事業 奥海下村地区）

午前 0 9 時 2 9 分 開会

議長（山田弘治君） 皆さん、おはようございます。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 33 回佐用町議会臨時会が招集をされましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にご苦労様でございます。

さて、今期臨時会に付議されました案件は、人事案件が 1 件、専決処分の承認が 2 件、契約に関する案件が 3 件でございます。

何とぞ、議員各位には、ご精励を賜り、これらの案件につき慎重なるご審議をいただき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会のごあいさつといたします。

町長、あいさつをお願いします。

町長（庵逄典章君） おはようございます。

立春も過ぎましたけれども、本当に、このところ、春先のぐずついた天気が続いております。今日も 1 日、雨模様ですけれども。

昨年、8 月 9 日の災害から半年以上が経過をいたしました。未だに、行方不明の方がいらっしゃる、2 名が見つからないということで、継続して捜索を続けながらですね、復興の計画検討委員会、また、検証委員会、それぞれ進めていただいております。

また、復旧工事につきましてもですね、年明けから順次、今、入札を行い、復旧工事の、復旧に向けてですね、今、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

本日は、3 月の定例議会を控えた中ではございますけれども、この 2 月 20 日をもってですね、副町長の任期が終了をいたします。そういうことで、臨時議会を、こうしてお願いをいたしまして、副町長の人事案件を提案させていただき、また、それに伴いまして、専決させていただいた事項、また、工事の請負契約、それぞれ提案をさせていただきますので、どうぞ、適切なご判断をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（山田弘治君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 33 回佐用町議会臨時会を開会をいたします。

なお、今期臨時会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、復興担当理事、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長であります。

本日、復興担当理事、災害復興対策室長、教育推進課長、住民課長から欠席届が提出され、認めております。あわせて、住民課梶生主幹の代理出席を認めておりますので、報告をしておきます。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに、日程に入ります。

日程第１．会議録署名議員の指名

議長（山田弘治君） 日程第１は、会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。
17 番、西岡 正君。18 番、平岡きぬ糸君。以上の両君にお願いをいたします

日程第２．会期決定の件

議長（山田弘治君） 続いて、日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。会期は、本日 2 月 15 日の 1 日限りといたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日 1 日限りと決定をいたしました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付いたしており、ご熟読のことと思ひますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。

日程第３．同意第 1 号 佐用町副町長の選任について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 3、同意第 1 号、佐用町副町長の選任についてを議題といたします。

ここで副町長、高見俊男君の退席をお願いいたします。

〔副町長 高見俊男君 退場〕

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明を求めます。

町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程いただきました同意第1号、佐用町副町長の選任につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町副町長、高見俊男氏の任期が、本年2月19日で満了をいたします。同氏は、現在、佐用町副町長として職務にあたっていており、引き続き副町長として、平成22年2月20日付で選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案に添付いたしておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。よろしくご同意いただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

この際、お諮りをいたします。同意第1号については、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔鍋島君 挙手 「討論」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） 討論を要求いたします。

議長（山田弘治君） えっ。

21番（鍋島裕文君） 討論、討論。

議長（山田弘治君） ちょっと待ってくださいよ。

それでは、これより本案に対する討論に入ります。討論は、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） まず、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） 21番、鍋島です。

高見副町長の再任同意議案に反対をいたします。

本議案は、人事案件であり、反対理由は、明白な事実である2点に絞って述べます。

その1つは、昨年8月9日の台風9号災害に際して、佐用町地域防災計画が守られず、災害対策本部の設置と、避難勧告発令が遅れたのは、町検証委員会の検証を待つまでもなく、明らかであります。この遅れは、重大な結果を招く一因となったものであり、副町長は、災害対策本部の副本部長として、また、町長を補佐するという地方自治法第167条の職責からしても、責任は免れないものであります。

もう1つは、佐用町公金管理委員長として、仕組み債を平成20年3月21日に財政調整基金3億円で購入し、約7,000万円の評価損を出す失態を演じたことであります。基金は、确实且つ効率的に運用しなければならないとした地方自治法第241条に反するものであり、副町長の責任は重いことを指摘し、反対討論といたします。

議長（山田弘治君） 賛成討論の方はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） はい、4 番、岡本です。

昨年の大水害に見舞われたわけでございますけれど、これは、総理大臣であっても、大統領であっても、天皇陛下であっても、天から降る雨は、止めることはできません。あつという間の出来事であったと思います。そういう過去のことを、いくら責めるような格好で言われても、私は、ちょっとおかしいんじゃないかという気がしますし、かと言って、これから、佐用が元気になるためには、今までの現場、そして、経緯を知っておる高見さんの方が、私は、この次の副長としていいんじゃないかと思っております。

それから、仕組み債のことにつきましても、やはり、時代の流れとして、ペイオフという、預けておってですね、1,000 万しか返らないと。大きな銀行とか、そういうところでもつぶれるような時代になっております。ですから、国や県の指導の下でですね、そういう一部の分は、してもいいということでございますんで、そういうことを言われるのは、いかがだと思います。

ですから、私は、高見副町長に賛成といたします。

議長（山田弘治君） 他にありませんか。

はい、これで、本案に対する討論を終結をいたします。

これより、同意第 1 号を採決します。この採決は、無記名投票によって行います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 異議なしと認めます。よって、無記名投票によって行います。
議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

〔西岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、西岡議員。

17 番（西岡 正君） 無記名投票ということでございますけども、その方法だけ、議長の方から、はっきりしていただきたいと思います。

議長（山田弘治君） 方法とは。

17 番（西岡 正君） 無記名ですので、名前って、これは、町長から挙げられたもので、
ので、

議長（山田弘治君） はい、それは、後ほど、申し上げます。

17 番(西岡 正君) (聴取不能)ということの方法だけ、議長の方から言ってください。

議長(山田弘治君) 後ほど、申し上げます。はい。

議場を閉鎖しました。

ただ今の出席議員は 21 名であります。

お諮りをいたします。会議規則第 31 条第 2 項の規程により、開票立会人 2 名を決めたいと思います。

開票立会人は議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山田弘治君) ご異議なしと認めます。よって、議長より指名をいたします。

3 番、片山武憲君。4 番、岡本義次君。以上の両君を指名をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山田弘治君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

これより投票用紙を配ります。

念のために申し上げておきます。本案に賛成の方は、賛成と。反対の方は、反対と、記載をお願いします。なお、会議規則第 80 条の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、反対票とみなしますのでご注意ください。

投票用紙の配付漏れは、あれ、今から、配ります。あいすいません。賛成の方は、賛成。反対の方は、反対と書いてください。

はい、暫時休憩いたします。

午前 09 時 42 分 休憩

午前 09 時 43 分 再開

議長(山田弘治君) それでは、会議を再開をいたします。

〔投票用紙配付〕

議長(山田弘治君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山田弘治君) 配付漏れはないと認めます。

投票箱を点検をいたします。

〔投票箱点検〕

議長(山田弘治君) 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投

票をお願いいたします。

議会事務局長（大久保 八郎君） それでは、順番を呼ばさせていただきます。
1 番、石堂議員。

〔 1 番 石堂 基君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 2 番、新田議員。

〔 2 番 新田俊一君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 3 番、片山議員。

〔 3 番 片山武憲君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 4 番、岡本義次議員。

〔 4 番 岡本義次君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 5 番、笹田議員。

〔 5 番 笹田鈴香君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 6 番、金谷議員。

〔 6 番 金谷英志君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 7 番、松尾議員。

〔 7 番 松尾文雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 8 番、井上議員。

〔 8 番 井上洋文君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 9 番、敏森議員。

〔 9 番 敏森正勝君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 10 番、高木議員。

〔 10 番 高木照雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 11 番、山本議員。

〔 11 番 山本幹雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 12 番、大下議員。

〔 12 番 大下吉三郎君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 13 番、岡本安夫議員。

〔 13 番 岡本安夫君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 14 番、矢内議員。

〔 14 番 矢内作夫君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 15 番、石黒議員。

〔 15 番 石黒永剛君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 17 番、西岡議員。

〔 17 番 西岡 正君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 18 番、平岡議員。

〔 18 番 平岡きぬ糸君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 19 番、森本議員。

〔 19 番 森本和生君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 20 番、吉井議員。

〔 20 番 吉井秀美君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 21 番、鍋島議員。

〔 21 番 鍋島裕文君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 22 番、山田議長。

〔 22 番 山田弘治君 投票 〕

議長（山田弘治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 投票漏れはないと認めます。
投票を終了をいたします。

〔投票箱閉鎖〕

議長（山田弘治君） これより開票を行います。
開票立会人の立会いをお願いをいたします。

〔開 票〕

議長（山田弘治君） 投票の結果を報告いたします。
投票総数 21 票。有効投票 21 票。無効投票 0 票です。
有効投票中、賛成 13。反対 8。以上のとおり賛成が多数であります。よって、同意第 1 号、佐用町副町長の選任については、原案のとおり同意をされました。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議長（山田弘治君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前 0 9 時 5 0 分 休憩

午前 0 9 時 5 0 分 再開

議長（山田弘治君） それでは、休憩を解きます。
ここで、副町長、高見君の入室をお願いをいたします。

〔副町長 高見俊男君 入場〕

議長（山田弘治君） 高見副町長に報告をします。ただ今、副町長の選任につき同意をされましたので報告をいたします。今後ともよろしくをお願いをいたします。

日程第 4 . 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 専決第 1 号）

議長（山田弘治君） 続いて日程第 4、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第 1 号を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逎典章君。

〔町長 庵逎典章君 登壇〕

町長（庵逎典章君） それでは、ただ今上程いただきました承認第 1 号の専決処分条例、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。
この条例につきましては、地方税法の一部改正が、平成 22 年 1 月 1 日から施行される

ことに伴い、国民健康保険税の所得算定に係る要件について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の所得割の算定等を、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び、繰越控除の特例制度の創設に伴い、当該規定を適用した後における所得額により行う、課税の特例でございます。また、新租税特別措置法第 35 条に特定土地等の長期譲渡所得の特別控除が追加されることに伴い、当該特別控除後の所得額で行うよう改正するものでございます。

趣旨をご理解いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、ちょっと確認しておきたいんですが、税法改正の関係ですけども、いわゆる上場株式の配当の関係で、国保税の所得割、所得対象とするという、この課税なんですけども、これは、どうなんですか。源泉分離課税が、配当金の原則なんですけど、これは全ての配当金に対して、所得割の課税対象にするというふうに理解していいんですか。そのあたりはどうなんでしょう。

議長（山田弘治君） 梶生主幹の発言を許可します。

住民課主幹（梶生隆弘君） この明日から、税務課の方で申告が始まると思うんですけど、その申告で分離課税選択をされれば、その所得が出れば、来年以降の課税について、配当所得に対して、課税を行うという形になります。

〔鍋島君「なるんやね。ああそうか」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） はい、他に。これで、本案に対する質疑を終結いたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） すいません。ちょっと、もう 1 点確認させて欲しいと思います。
配当の分については、金額云々関係なくですね、自分がやっておる、その配当分についての、全部かかってくると。そういう解釈でいいんですか。それは。

議長（山田弘治君） 梶生主幹。

住民課主幹（梶生隆弘君） 当然、所得として出てくれば、所得割が発生する所得として出てくれば、それは、課税の対象になります。

議長（山田弘治君） はい、他に。これで、本案に対する質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入ります。討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） これで、本案に対する討論を終結をいたします。
これより、承認第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第1号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、承認第1号、専決処分の承認を求
めることについて、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第1号は、原
案のとおり承認をされました。

日程第5．承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解するこ
とについて 専決第2号）

議長（山田弘治君） 続いて日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについ
て、損害賠償の額を定め和解することについて、専決第2号を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、承認第2号、損害賠償の額を定め
和解することにつきまして、ご説明を申し上げます。

平成21年12月8日、町道小日山線の車道で、路上に散乱した落石の上を車両が通過し
た際に、その落石で車両が損傷をいたしました。この相手方の損害について、双方の協議
において、責任割合として折半の提示があり、早急な解決が求められましたので、国家賠
償法に基づく賠償として、地方自治法第179条第1項の規定により、損害賠償の額を定め
和解することについて専決処分し、同条第3項の規定により、報告し承認を求めるもので
ございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げまして説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑のある方。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井議員。

20番（吉井秀美君） 何点かお尋ねします。
この、山の斜面からの散乱した落石の上を車両が通過したということなんですけれど、

例えば、車から降りて、その石を自力で除けてですね、それで通行できたかどうかという点と。

それから、車、この損害賠償額が折半で 23 万余りなんですけれど、ということは、修理代が 46 万ぐらいかかるということで、そうしましたら、どのような傷というか、損傷具合なのか。

それから、車の種類ですね。どういうものなのか、お願いします。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 1 点目ですけども、確かにその、散乱している落石の石等に事前に気付けば、除けられるぐらいの石だったと思います。

ただ、それを気付かれずに、そこを通行されていて、その通行中に、車のタイヤで石を跳ねて、その石が、車のエンジンに当たる部分を損傷したということです。

で、その中で、オイル等が漏れるような穴が開いたという、事故と言うんですか、状況でした。

折半ということですので、双方の、そのどちらも、保険の方に、町の方も市町村の損害総合賠償保険入ってますので、双方の保険会社の方で調整する中で、折半でお互いの話し合いができたということです。

車については、ちょっと手元に資料持ってないんですけども、通常の乗用車だというように聞いております。はい。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井議員。

20 番（吉井秀美君） ちょっと、この折半ということで、そしたら、相手が 50 パーセント、過失があったとすれば、その相手の過失っていうのは、どういう部分になるんですか。

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 車ですので、止まっている車に、そういう落石等が、当たって、損傷を与えたという場合でしたら、過失割合は違ってくると思いますけれども、本来、運転者も、そういったものについて、注意義務というものがあるという中で、移動中、走行中の車で、その落石の石で、損傷があったということで、運転者の注意義務という部分での責任割合ということで、そういう折半という調停ができております。はい。

〔吉井君「了解しました」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） 他に。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） 折半で、普通の乗用車が、23 万いうたら、ちょっと、ええっていう気がするんですよ。普通の乗用車で、例えば、車なんか、ラリーなんかでバンバンと走ってます。で、ラリーの場合は、下にアルミのぶ厚い板入れてますけどね。普通、エンジンに当たって、エンジンが穴開いて、オイルが漏れるいうたら、相当きつく当たらんとあきませんわ。あの道をね、小日山から大日山行ける道を、そんなにとばすというのは、ちょっと、常識では考えられない。はっきり言うて。

僕、ボディでも、大きく傷ிட்டのかなというふうに感じておったけれども、実際そうではないんだったら、これ修理はしたのか。で、修理の状況でも写真撮って、修理後の写真も撮って、きちっとしたのかどうか、その点、ちょっと伺いたい。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 修理は済ましておりますけども、当然その、修理、損傷の状況等、記録には留めております。

〔山本君「写真等はあるんやね」と呼ぶ〕

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 4 番、岡本です。

今、総務課長の説明によりますと、吉井さんも聞いたと思いますが、前に石が落ちておってね、それを分かっておって、いわゆる自分が、どけてでも通って安全だったら、どうもないということなんですけれども、石が落ちて来て、それを跳ねて、不可抗力的なところがあったということで、そういう説明だったんじゃないか思うんですけど、ほな、その時にね、例えば、このことについて、弁護士と、そういう何らかの話は、相談言うか、その折半の2分の1というのは、されたんですか。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 石ですけども、そりゃ、どでかい石が落ちていて、道を塞いでいたという状況ではないので、もし、それであれば、事前に気付かれると思います。何ほかの石が散乱していて、その中に、ちょっとかなり大きな固まりの石があったというような状況です。

それで、折半のことについてですけども、先ほど、ご説明させていただいたように、双方保険に入っています。保険の、それぞれの、双方の保険の担当者で、そういった法的なことも含めて、協議して、そういった判断の下に折半という和解案が出ております。はい。

議長（山田弘治君） 他に。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上議員。

8 番（井上洋文君） 金額もさることながら、こういうことに対して、損害賠償が行われるのであれば、これ、水根から出るような道ですけど、しょっちゅう落石して、パンクしたりするようなこと、何ほでもありますよ。こういうその、先例作ったら、これ全て、こういう損害賠償ということで払わなあかんようになるんじゃないですか。

そこら、もっと、弁護士にでも相談して、さっき言われたように、確認をした方が、良かったんじゃないですか。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） この協議の中では、もし、そういった和解ができなければ、弁護士も相談するという、こちらの方の考えは持っておりましたけれども、双方の保険会社の方で、町の方で保険を入っている、市町村総合賠償保険の方の担当者からの事前の相談の中では、道路管理者としての町の責任という部分を考えると、80 パーセントは、町としては、覚悟と言うんですか、そういう考えを持って交渉をというようなことも事前に相談の中で出ております。そういう中で、相手方の、保険会社等の協議の中で、相手方の過失を、50 にさしていただいたということで、町としては、そういう和解が成立したということで、対応させていただきました。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） ほんまに車は何？車種。何年、それ何年式の何ってきちっと言わないと、43 万も言うたら、それごっつい金額やで。46 万。それも分からんと、お前、お金、はいって出せるん。修理箇所の写真ぐらい出さないと。皆に、見せないと。それも分からんと、はい、そうですよなんて、今な、何で、こないなと言うかというとな、井上さんが言うたこととおりのんです。それ、何ほでもある話なんや。それをな、ぱっぱかぱっぱかな、どんな車なのかも聞いても分からへん。普通の乗用車ですいう程度で、46 万もいうて、ごっつい修理代や。はっきり言うて、お前、うちの車 4 台合わせて、46 万いくかいかなぐらいなもんや。ほんまの話。それを、修理した所の写真も見せへんし、そうだろ。皆に、ここを、こうで修理しました。こういう車で、何年式で云々言うて、お前、そんなきちっと出したら、よう聞いてみたら、この車、お前、中古車で売ったら、46 万しかせえへん車やないかいう話になると思います。そんなもんに、46 万も出すんかいう話になるし。いや、それ、分からへんで。そやけど、そこらへん、きちっと説明もらえへんと、何

ばでも、今、井上さんが言うたような話が出てくると。収拾つかへんで。ほんまの話。

この前の、どっかのあれやないけど、水利の共用費もらいますという話と一緒に。何ぼでも出て来たりするのに、それは、もうお金なんか、何ぼあっても足らへんわ。

議長（山田弘治君） 暫く休憩いたします。

午前 10 時 08 分 休憩

午前 10 時 20 分 再開

議長（山田弘治君） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

総務課長の方から。はい、総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） まず、車ですけども、ホンダのステーションワゴンという
ことで、1,300ccの排気量の車です。

で、損傷の部分ですけども、主な所は、ミッションとスポイラーということで、工事の見積と、工事費の内訳で、特に大きく経費を要しているのは、トランスミッションの交換。スポイルホイールと言うんですか、その交換。それと、私、よく分からないんですけども、インターミディエイト、これが24万というような、高額の取替えになっています。後、オイル関係の部品等が交換ということです。

いろいろと、交渉の中では、あると思うんですけども、双方、その自動車の事故です。で、それぞれの保険会社の、それなりのプロと言うんですか、が、そういった対応をした中での示談ということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔西岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 西岡議員。

17 番（西岡 正君） 今、保険屋さんが、そういう形の中で、対応してくれるということ
でありますけれども、お聞きしたいのは、道路を改良してもですね、それに伴う法がある
はずなんですね。法的な根拠が、どうなっているのかだけ、ちょっとお聞かせ願いたいと
思います。ないんですか。法的な根拠は。

例えば、町道の場合、こういう事故が起きて、こうした時には、町に、責任があるとい
うことの前提で出すということでしょう。ですから、法的なものはないんですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 野村課長。

建設課長（野村正明君） このことにつきましては、当初ですね、発生した時に、私どもの方
に、お電話ありまして、担当の方が、連絡調整の中で、当事者ともお話をさせていただきました。

今、西岡議員おっしゃっておるように、今の時代ですね、道路を作るという時代からで
すね、皆さま方、交通手段を持たれた方の安全安心ということは、守るという部分で、力点
を置いておりまして、私どもの少ない中で、パトロールを心がけておるわけなんですけれ
ども、中々、そういう具合にはいきません。時代としては、昨年の災害の中でも、町道の

災害については、常日頃から、パトロールしているかということを、非常に強く言われました。このことについて、それ以降、毎週１回は、必ず行くと。それから、日誌をつける。そういったことに心がけておりますけれども、中々、この路線については、特に、非常にこう、落石も、ちょちょこありますので、苦慮しております。そういう中で、今回の事件を受けまして、直ぐに、光都土木の管理課の方で、照会をさせていただいて、やはり管理者としての責任というのは、法的にあるぞというふうな中で、協議を始めておりますので、総務課長が言ったとおりでございまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

17 番（西岡 正君） はい、分かりました。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） 森本議員。

19 番（森本和生君） これ、ちょっと参考のために聞かせてもらいたいんですけども、この件については、相手も保険に入っていたと。ほな、町も保険で支払して、１円もかからんような形で、保険屋が話しますよという話を聞いたと思うんですけども、このことについて、ほな、町の損害いうもんは、まず１円も出ないと。普通の人だったら、保険屋同士が話ししてね、それで、終わってしまう話だと思うんですけども、これ町が、損害を 23 万 571 円、損害を受けたさかいに認めてくださいということやけども、当然、保険屋が話しして、それは、町には、関係ありませんよ。関係じゃない、損失はありませんよというような形で、解決するという説明があったんやけども、これ支出が、こう出たら、収入は、当然入って来るんやけども、収入は、当然、あるでしょ。保険屋からは。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 損害賠償ですので、町は、関係ありませんということではないです。町が、その損害に対して弁償するというのが、基本で、それを、保険で対応するということです。お金の流れとしては、被害を受けられた方には、賠償金として、一般会計から出させていただいて、それを、その保険会社、また保険が入ってますので、保険会社の方から歳入するということです。

ただ、基本的に、町が関係ありませんということではなしに、町が責任を取るということで、その損害金を保険会社で担保するということです。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、森本議員。

19 番（森本和生君） 町は、１円も損せんと、保険会社同士で話して、それで、賠償しますよという話をされたと思うんですけども、そのへんだけ、収入は、ほな当然、ここで、こ

ういう収入がありますよということで挙げてこなあかんでしょ。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） その手続きは、また補正の方でさせていただきますけども、実質、町の方では、先ほどもお話したように、町からの一般財源という形では、支出はありません。はい。

議長（山田弘治君） はい、他に。
ないようですから、これで、本案に対する質疑を終結をいたします。
これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） これで、本案に対する討論を終結をいたします。
これより、承認第2号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。
承認第2号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、損害賠償の額を定め和解することについて、専決第2号は、原案のとおり承認をされました。

日程第6．議案第1号 工事請負契約の締結について（本位田浄水場災害復旧工事）

議長（山田弘治君） 続いて日程第6、議案第1号、工事請負契約の締結について、本位田浄水場災害復旧工事を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第1号、工事請負契約の締結についての提案理由のご説明を申し上げます。

先の台風9号水害により、被災いたしました本位田浄水場は、膜ろ過浄水設備、制御盤、動力盤等が冠水し、現在も機能が停止いたしております。

本位田浄水場の配水区域は、本位田集落をはじめ、横坂、長谷、口金近、大願寺集落等の広域にわたっており、現在は真盛浄水場と峠浄水場から送水をいたしておりますが、安定した給水には本位田浄水場の早期復旧が急務となっております。

その復旧工事につきまして、工事の入札を行い、入札は、平成22年1月25日に行いました。株式会社神鋼環境ソリューション代表取締役、青木克規氏において、工事請負額9,975万、消費税込みで落札を決定をいたしております。

以上、請負契約の締結についての内容を説明を申し上げましたが、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑のある方。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） 笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） まず2点聞きたいんですけども、この工事の内容を、今、制御盤と、もう1つ言われたんですが、この2つだけの工事なのか。それとも、水害ですので、もっと他の部分も含めた工事なのか、もう少し詳しい説明をお願いしたいのと。

2点目は、それから指名競争入札になっているんですけども、他に、何社あったのか、お願いします。

〔水道課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） それでは、お答えします。

先ほどの、工事の内容でございますけども、これは、施設の上流の方で、1メートル80ほど浸かっております。下流の方でも1メートルを越しております。そのために、高圧受電盤、一番最初のキュービクルですけども、その取替えがあります。それから、膜ろ過施設設備で、膜自体が泥水が入って使えない状態になっております。これ60本あるんですけども、これの交換をいたします。それから、後、機器類ですけれども、コンプレッサー、それから薬品の薬液注入設備。それから、ろ過膜へ水を送るろ過ポンプ。それから、サンプリングポンプ。それから、先ほど言いました、動力盤、制御盤、それからテレメーター盤の下の方が浸かっておりますので、その修繕を行います。それが、主なものです。

それから、入札の方ですが、1月の25日に3社で行っております。

以上でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 内容は分かりましたが、後、その指名業者なんですけども、3社でされたそうですが、どこどこか教えて欲しいのと。その選んだ理由をお願いします。

議長（山田弘治君） 水道課長。

水道課長（野村久雄君） 指名業者でございますけれども、株式会社神鋼環境ソリューション。

それから、神鋼環境メンテナンス。それから前澤工業株式会社。この3社でございますけれども、膜ろ過自体は、他の会社でもございます。膜のタイプが違うんですけれども、この本位田に使っておる膜につきましては、特殊な膜でして、この3社が取り扱いしているということで、やむを得ず3社でやっております。

もう1つ、奥海の浄水場とか、それから、三日月の浄水場、そちらの方の膜につきましては、数社、取り扱いして、工事ができる業者おるんですけども、本位田につきましては、この3社でしております。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） 今回、落札したのが、神鋼環境ソリューションということなんですが、元々これは、1998年ですね、に、本位田にできた時に落札しているのが、神鋼パンプですか、という名前だったと思うんですが、それが名前が変わった言うんですが、このソリューションというのと、それから、もう1つ、神鋼環境メンテナンスですね、これが、同じ系列だと思うんですけども、やっぱり、そういった面で言うと、同じ所でした方がいいという理由でされたのかなと思ったんですが、全く他には、すみません、聞きますけど、なかったわけですね。あれば、少しでも多くしてもらった方がいいと思うんですが、そのへんは、他に調べたりはされなかったのかどうか。お願いします。

議長（山田弘治君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） 先ほど言われましたように、神鋼環境ソリューションとメンテナンスは、元々は同じ会社であって、建設言うんですか、設備とか、その機器の方がソリューションで、管理の方がメンテナンスという形に分かれております。今は。

で、本当にね、もっと数があればと思ったんですけども、あれば、ちょっと、入れさせて、もっと多くの指名をしておったんですけども、今回3社ということに、でしか、3社の指名ということで、実施しております。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 入札率、何パーセントでしたか。

議長（山田弘治君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） 入札率につきましては、83.3パーセントになっております。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、矢内議員。

14 番（矢内作夫君） これ、今回、かなりいろんな、本位田の浄水場については、いろんな施設が崩壊したわけなんですけれども、取水場とか、水管橋は、これには、入っていないことですね。

議長（山田弘治君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） 水管橋につきましては、また別途入札する予定であります。
それから、取水設備につきましては、また、今ちょっと準備をしておるところです。本体できても、送ることとか取水が一度にできんと、直ぐに送れませんので、その準備をしております。

議長（山田弘治君） はい、他。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） 矢内議員。

14 番（矢内作夫君） 方法としては、これ取水から、それこそ水管橋通じてね、上へタンクに上げるまでの一体工事になると思うんやけども、それを別々にせんなん理由が、何かあったんかな思うんですわ。

議長（山田弘治君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） 取水につきましては、電気工事だけですので、電気の方の専門の方へ発注するようにしております。
それから、送水管につきましては、今回、仮設の工事をやろうとしています。未だ、河川の方が、決まっておりませんので、仮設でやろうとしておりますので、管の方の専門の業者に発注する予定にしております。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） 笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 関連してですけども、水道課に聞きますと、もう水管橋の方はできているということで、できていると言うか、落札、もう佐用プロパンが落としているそうですが、それで一緒に、仮設、仮ではあるけど、また河川の工事があるので、それと一緒に本工事はするけども、仮の水管橋をするということなんですけど、そのへん、なぜ課長と答えが違うのかなと思ったんですけど。理由はありますか。

議長（山田弘治君） ちょっと、暫時休憩いたします。

午前 10 時 37 分 休憩

午前 10 時 38 分 再開

議長（山田弘治君） そしたら、休憩を解きます。

〔水道課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 水道課長。

水道課長（野村久雄君） 工事の方につきましては、一連のものなので、ですので、先ほど説明しましたようにしています。

それで、水管橋につきましては、ちょっと申し訳ありません。確認して、後で、報告させていただきます。この件につきましては、先ほど言いましたように、完成時期を同一に、同一言うんですか、全てが完成できないと進みませんので、完成時期を合わせて工事の方を進めていきます。

議長（山田弘治君） はい、他に。

ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより、本案に対する討論に入ります。討論は、ございますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより本案について採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。

議案第 1 号を、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員と認めます。よって、議案第 1 号、工事請負契約の締結について、本位田浄水場災害復旧工事は、原案のとおり可決をされました。

日程第 7 . 議案第 2 号 物品購入契約の締結について（携帯電話等エリア整備事業に係る移動通信用無線機器購入事業 西新宿地区）

日程第 8 . 議案第 3 号 物品購入契約の締結について（携帯電話等エリア整備事業に係る移動通信用無線機器購入事業 奥海下村地区）

議長（山田弘治君） 続いて日程第 7 及び日程第 8 について一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。

それでは、議案第 2 号及び第 3 号を、物品購入契約の締結について、携帯電話等エリア整備事業に係る移動通信用無線機器購入事業を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵道典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第２号及び第３号、物品購入契約の締結について一括して提案理由をご説明申し上げます。

町民の生活に密着した情報通信基盤を整備し、地域間の情報格差を解消するため、今年度、西新宿地区に携帯電話の基地局を整備することといたしておりますが、これに伴いアンテナ、無線装置、電源箱などを購入しようとするものでございます。

契約内容につきまして、ご説明をいたします。

契約の目的は、西新宿地区における携帯電話等エリア整備事業に係る移動通信用無線機器購入事業で、契約の方法は、随意契約でございます。

契約金額は、745万5,000円、消費税込み。

契約の相手方は、大阪市北区梅田１丁目１０番の１号、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社長、西邑省三氏であります。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第３号についてであります。議案第２号の西新宿地区と同様で、地域間の情報格差を解消するために、奥海下村地区に携帯電話の基地局を整備することといたしておりますが、これに伴いアンテナ、無線装置、電源箱等を購入するものでございます。

契約の目的は、奥海下村地区における携帯電話等エリア整備事業に係る移動通信用無線機器購入事業でありまして、契約の方法は、同じく随意契約であります。契約金額は、728万1,750円、消費税込み。

契約の相手方につきましてもエヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社、西邑省三氏でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございますので、ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

それではまず議案第２号から質疑を行います。質疑のある方。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上議員。

８番（井上洋文君） １点だけお聞きします。

これは、公共投資の臨時交付金で、6,000万の総事業費が付いておるわけなんですけれども、これの一部だと思うんですけども、その中に、これ奥海と西新宿と大日山というように、当初はお聞きしておったんですけども、そこらどんなですかね。２箇所だけになっておるんと。

それと、最終的な完成はいつ頃になるのかと。

それと、負担割合は、国が15分の10と。それから、県が、15分の2と。町が、15分の3というふうに聞いておるんですけども、それでいいんですか。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 7月ですね、補正の段階では、議員おっしゃいましたように、3地区をですね、予定をさせていただいておりました。その後、エヌ・ティ・ティの方から、大日山については、実施ができるというふうな連絡もございまして、12月の段階で、大日山地域につきましてですね、減額をさせていただいておるところでございます。

それからですね、負担割合でございますけれども、負担割合につきましては、公共投資の臨時交付金、5分の1かける0.9。それから、県の補助でございますけれども、電波遮へい対策事業補助金ということで、3分の2。それから、県の同じく、電波遮へい対策事業補助金ということで、15分の2。残り事業者負担という割合でございます。

それから、もう1点、何か。

8番（井上洋文君） 完成は、いつぐらい。

まちづくり課長（前澤敏美君） 完成につきましてはですね、現在、工事の方については、発注をいたしておりますけれども、資材が少し、納入の見込みが、ちょっと立たないというふうな状況の中からですね、繰越というふうなことで、現在、検討をさせていただいております。

以上でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） その大日山は、これ、見込みがなしということですね。

議長（山田弘治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 民間の方で、整備をするということでございますので、町の方では、行いません。

8番（井上洋文君） 自分の方でね。はあ、はあ。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） これらを整備する制御盤のですね、底地言うんですか、土地とか、それから、後のメンテナンス、維持管理、これは、どうなっていくんですかね。

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 底地につきましては、用地は、町の方で買収をというふうに考えております。

で、後のメンテ等の問題につきましては、3月議会におきまして、その鉄塔関係のですね、設置及び管理に関する条例制定等を上程をさせていただきたいというふうに考えておきまして、後、事業者の方において、メンテをお願いをして参りたいというふうに考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 底地は、町が買収して行って、そのメンテの分については、この当事者であるドコモですか。それがやってくと。それで町は、それ、メンテの分については、持たなくていいと、こういうことですか。

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） そうということで、現在、協議をさせていただいておきまして、条例で、提案の段階では、きちっとした形で、決まるというふうに考えております。はい。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷議員。

6番（金谷英志君） 当初、その7月補正、12月補正されているんですけども、今、説明あったように、大日山については、エヌ・ティ・ティ・ドコモが事業をするということですけども、これ有利な、業者としてはね、有利な事業やと思うんです。町が、その整地もして、アンテナも、機器も購入するということですから、これ公募要件というのは、あったんでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） はい、当初ですね、事業を実施しようとする段階で、県におきまして、携帯電話事業者の方にですね、声をかけていただいたところですね、エヌ・ティ・ティ・ドコモのみが設置をしたいというふうな、町が施設を整備すれば、サービスを提供しますよというふうな話がございまして、エヌ・ティ・ティ・ドコモのみが申し出があったということで、その事業者ということで、実施をして参りたいというふうに考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 全く、公募要件はなくて、事業者については、手を挙げなさいと。ですから、そういうことになりますとね、エヌ・ティ・ティ・ドコモだけが手を挙げたという、その周りの背景なんかも、ちょっとお伺いしたいんですけども、先ほど言うたように、有利ですから、町が建てて、どことも、業者としても、エリア拡大は目指しておるところですから、その a u なりソフトバンクにしても、国が補助して、アンテナも建てるところですから、そこらへんは、ただ、エヌ・ティ・ティ・ドコモだけが、その公募に要件に合ったのかと。要件がなくなるということであれば、その背景としては、どういう、ドコモだけが手を挙げたという、その背景としては、どんなふうに関町としては考えておられるのでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 議員、おっしゃいますように、どの電話事業者についてもですね、エリア拡大というようなを目指されているというふうに思いますが、なぜ、エヌ・ティ・ティだけが手を挙げたのかという、そのへんの背景というものは、私どもの方では、ちょっと、よく分かりませんが、事業者としては、a u とかソフトバンクというところもございしますが、そういったところは、現実問題として手を挙げられなかったということでございます。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） ちょっと確認させてください。
予算的には、一箇所 2,000 万という予算が補正で決まるということになります。
そこで、確認なんですが、工事はもう発注したということなんですけども、この発注は、町が、いくらで、どこにされているのかという点。
それから、2 点目に、この物品購入につきましては、これ、町が、そういった価格のね、資料等は、中々ないんじゃないかと思うんです。それで、この随意契約の契約金額、これは、ドコモの言いなりの金額なのか。それとも、資料、町が提示しての金額なのか、そのあたりは、どうなのでしょう。

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 1 点目のことは、ちょっと理解、私、ちょっと聞き漏らしたんで、申し訳ないんですが。

〔町長「基地局の工事、既に、もう発注しとうでしょ。柱とか（聴取不能）とか、それはいくらでどこにしたんかということですよ」と呼ぶ〕

まちづくり課長（前澤敏美君） ええっとですね、まず基地局の工事でございますけれども、近畿テレコムという会社が落札をいたしております。金額は、ちょっとはっきり覚えていないので、300万前後だったというふうには、思っております。

それから、今回の物品購入の関係でございますが、ドコモから見積をいただきまして、その金額で契約をさせていただきたいというふうに考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） ということは、工事等で近畿テレコム 300 万と、それから物品購入で 745 万、総額 1,000 万ということ。そういうことですか。

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） ええっとですね、それに、設計と言いますか、鉄塔建てるためのですね、設計委託。それから、用地等が別でございます。あわせまして、約、1 基当たり 1,500 万ぐらいかかるんじゃないかなというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） この前、ちょっと議運で説明伺って、まあまあ、反対することでもないし、町民の皆さんのためになってええなという話が、と、こう思うたんやけど、その時、ちょっと、僕、うっかり忘れておったんですど、大日山の件というのは、忘れておったんですね。それは、それでいいんですけども、こういう有利なもんがあるのに、大日山は何で、業者が自分とこでするというのが、よう分からんな思うて。

ねっ、さっき言うた、5 分の 1 かける 0.9。3 分の 2 から 15 分の 2、残りを業者が負担。これは、それで選ぶといいんだけども、こんなええのがあるのに、何で、大日山は、業者が自分とこでする言うのか。だから、こういう、さっき言うたように、5 分の 1 かける 0.9 と 3 分の 2、15 分の 2 を利用できるという条件というのが、どういう部分があるんか。もし、条件なしに、そういうのが利用できるいうんだったら、当然、大日山も業者が利用するだろうし。何で、大日山が、そこを利用しないというのが、ちょっと解せないというか、理解できないんですけど。どういうことなんでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） まず、今回の、この事業と言いますのは、私どもで、よく知られてますのは、au なりドコモ、あるいは、ソフトバンクという事業者でございますけれども、携帯電話の、その電波が届かないと言いますか、そういった所を不感地域ということで、今回の事業に整備ができるわけでございます。

で、その大日山が、なぜ、そのドコモがやるというふうに言ったのかということ、それについて、詳細は分かりませんが、当初、私どもが、聞いた段階では、この 3 つについて、エヌ・ティ・ティとしては、実施見込みがないというふうな中で、この 3 箇所に

ついて選定をしたわけですが、その後、こういった理由があったか分かりませんが、ドコモの方から大日山については、整備をしないと。するというふうな話がございましたので、12月の補正の段階で、落とさせていただいたということでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） a u が応募するか、せえへんか、この前の中では不感地帯ということで、話があって、そこを網羅するんやというような話の中で、出て来たいようなことを、確か、12月議会で言いよったというふうに理解しておるから、そうなんだろうなということで、この前の議運の中では、ちょっと言わせてもろただけども、こんなに、いい、そのね、補助があるのに、使わないというのは、何か、おかしいなと。普通、誰も思うよね。

それで、町が、それが不思議やと思えへんのんか。思うわな。僕だったら絶対、こんな便利な方法、物があるんなら、それを使うし、だから、逆に、この便利なもんを、ほな、何で、ここだけが便利なのと。こっちが使える理由があって、こっちが使える理由が何かあるん。その差は何なのかな。使えるんだったら、業者さん皆、使うだろうし、何も、ドコモだけが、全額負担の中でね、する。

で、極端な話ですよ。それだったら a u が、こんだけ利用してやりゃあ、もっと安く、a u だって、できるわけです。これだけ（聴取不能）（聴取不能）で積むんだから。けど、ドコモに限り全額負担です。これ、どうもおかしいなという部分と。

もうひとつ、この前の時に、ちょっと坪内さんにも言うたけど、不感地帯に作るということの中で、じゃあ、不感地帯は、他にどこにあるんかという話を、説明させてもろた時に、それは、分かりませんというような答弁だって、どこか調べておいてくれというふうな話しも、ちょっとさせてもろたと思うんだけど、そういう中で、優先順位を決めながら、せなあかんだろうという話は、坪内さん、これはしたわな。だから、さっき、僕が、車の件で、したの、説明したのに、何言いよんなという感じで、僕に言われて来たから、それは、それかも分からんけど。今回に関しては、きちっと、僕が話し求めたことだったら、逆に答弁をお願いしたいなと思っております。2点。だから。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） まず、今も申し上げましたように、エヌ・ティ・ティ・ドコモがですね、当初、私どもの方でということで、大日山について、計画で、7月には挙げさせていただいたんですが、先ほどから、申し上げておりますように、どういう内容か、本当にまあ、国なり県というようなことで、有利な制度でございますけれども、こういったことで、大日山が、自社でやるというふうなことになったか、そのへんの、ちょっと理由と言いますか、そういった点については、よく分かりませんが、そういった形で、ドコモの方から申し出があったということは事実でございます。

〔山本君「分かった、分かった」と呼ぶ〕

まちづくり課長（前澤敏美君） それとですね、

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） 町長。

町長（庵逄典章君） 私らも、同じような疑問です。持っていました。

当然、その申し出があったという時にね、山本議員が言われたとおり、なぜ、こんなにね、有利な、会社にとって、制度の中でやろうとしているのに、わざわざ自社でやると言われたのかということで、私も疑問に思っ、担当者の方にも、よく、そういう理由を質しましたけれども、会社の方がですね、1つの、ずっと、会社は会社として、やっぱし、そういう制度だけじゃなくて、自社でも、ずっと整備していつているということで、いわば予算があるのか、会社としての事業として、全体の事業の中で、そこは、大日山も自社でやることになりましたと。そういうお話ぐらいしか返ってきておりません。ですから、はっきりとした、その会社のね、こういう理由でという、明確な、私らが理解できるものはないんですけども、自社で、最終的にやられるんだったら、自社でやってもらったらいじゃないですかと。町としても、若干でも、その助かるわけですし、そういう面では、この大日山については、ドコモが自社でやられることについては、それで、何ら、それ以上ね、こちらから、会社に対して、なぜだということまでね、追求することはないじゃないかということで終わっております。その点については、はい。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 不感地域が、他にあるかどうかということでございますが、これも、不感地域について、職員の方で、調査をしたわけでございますけれども、若州集落がございます。しかし、定住人口と言いますか、そういった人数の関係で、補助の対象ということにはなってございません。

また、車等で通行いたしております、私も、三日月の方から通っておりますけれども、通行途中、谷あい等でですね、電波の通じない所というのがございます。そういった所については、多数あるのではないかなというふうに思っております。集落としては、先ほど、申し上げた集落でございます。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） 僕が、言いたいのは、有利な起債があるのに使わんとするんだったら、言わしてもろたら、ドコモさんは、株主に対する背任行為やわな。はっきり言や。だから、そこまで突っ込むつもりはないけども、僕、単純に大日山を止めるいうんかな思うたから、するんだから、それはありがたいんで、別に、ひどう突っ込むことではないし、言うことではないけど、ただ、普通だったら、当然、出したろいうのをするんだらうなという部分があって、それを、せんというのに、何か、そこに不思議な部分を感じたから、聞かしてもらったし、当然、町としても不思議なものがあるだらうということは、なっ、当然、調べるだらうしいうことと。

で、もう1個、不感地帯については、その大日山にしる、新宿にしる、そういったものを作ってもらおうということは、非常にありがたいし、住民の方は、喜ばれていると思うんや。だけど、未だ、そういう不感地帯がいっぱいあるということであるならば、そういったことも、この有利な補助を、うまいこと進めながら、業者と話を進めてもらいたいなと思って、言っているわけ。だから、もし、そういう所があるんなら、ちょっと大変かも分からんけども、調べてね、それで、この前の災害みたいな時に、はっきり言うて、もう電話なんか、うちは全部アウトになったと。そういうふうになったら、一番、やっぱり有効というのは携帯電話やしな、これ水害だけやない。地震もあるかも分からん。そうなった時に、不感地帯というのは、できるだけない方がええん決まっておるから、そういう意味で、ちょっと大変かも分からんけど、まあ、頑張って、こういう事業は、有利だったら利用して、進めてもらいたいなと、そういうつもりで、言わせてもらっているけど、どうかな。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 先ほど申し上げましたように、私どもで、把握いたしておりますのは、若州集落ということで、ただ、定住人口が少ないということで、補助対象にならないということで、今後、そういう所が、本当に、今の段階ではないというふうに思っておりますけれども、議員おっしゃいましたようなことも十分に留めておきたいというふうに思っております。

〔山本君「はい、お願いします」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） はい、他に。他に質疑がないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより議案第2号に対する討論に入ります。討論は、ございますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより議案第2号についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。議案第2号を、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員と認めます。よって、議案第2号、物品購入契約の締結について、携帯電話等エリア整備事業に係る移動通信用無線機器購入事業、西新宿地区は、原案のとおり可決をされました。

続いて議案第3号についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより議案第3号に対する討論に入ります。討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） これで本案に対する討論を終結をいたします。
これより議案第3号についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。
議案第3号を、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員と認めます。よって、議案第3号、物品購入契約の締結
について、携帯電話等エリア整備事業に係る移動通信用無線機器購入事業、奥海下村地区
は、原案のとおり可決をされました。

議長（山田弘治君） 以上で本日の日程は終了をいたします。
お諮りをいたします。今期臨時会に付議されました案件は、終了をいたしましたので閉
会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、第33回佐用町議会臨時会は、こ
れをもって閉会をいたします。
閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。
本日は、第33回の臨時議会ということで全員お揃いで出席をいただき、予定しており
ました案件も十分ご審議していただく中で、適切妥当な結論をいただきまして、ありがと
うございました。
定例議会の方も、3月2日を開会に、3月25日閉会ということで、第34回の定例会も
予定しております。この定例会が、われわれ議員にとっては、最後の定例会でもあります。
ひとつ皆様のご協力いただく中で、充実した議会にしたいと思っておりますので、ひと
つよろしく願いを申し上げまして、閉会に当たってのあいさつに変えさせていただきます。
それでは、町長、あいさつ。

町長（庵逄典章君） どうも、いろいろと提案させていただきました案件につきまして、
ご承認いただきまして、ありがとうございます。3月議会も控えております。既に、新年
度22年度予算も、一応、編成、一応、終わりました。議案書として、またお手元にお配
りさせていただき、また、3月議会で、いろいろとご審議を賜りたいと思っておりますし、
また、今年度ですね、補正予算につきましても、今、最終的にまとめて、また提案をさ
せていただきます。それぞれ、また、そういう議会を控えて、非常に、いろんな多忙であ
り、また災害の対応につきましても、今後、本格的にですね、全力を挙げて取り組んでい
かなければなりません。頑張っておりますので、まあ、ひとつこれからも、どうぞよろし
くお願いしたいと思います。本日、誠にありがとうございました。

議長（山田弘治君） ご苦労さんでした。

午前 1 1 時 0 5 分 閉会
